

徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、本県の生涯スポーツ・レクリエーション及び総合型地域スポーツクラブの普及と発展に尽力し、顕著な功績があった者及び団体を表彰するため必要な事項を定めることを目的とする。

(表 彰)

第2条 徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「協議会」という。）は、次の各号のいずれかに該当する個人及び団体を表彰する。

- (1) 多年にわたり、本県の生涯スポーツ・レクリエーションの普及と発展に貢献し、その功績が特に顕著と認められたもの。
- (2) その他協議会が表彰することを適当であると認められるもの。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状を授与して行う。

(追 彰)

第4条 表彰されるべき者がその表彰前に死亡したときは、追彰することができる。

(感 謝 状)

第5条 第2条に定める者のほか、協議会が必要と認めた場合は、感謝状を付与することができる。

(細 則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年5月8日から施行する。

この規程は、平成29年5月12日から改正する。